

保護者向け啓発リーフレット(6月)

《インターネットに関する事件(5月)》

北海道教育委員会

ネットトラブル未然防止のための総合ヘルプサイト

実際の事件の例

5月に起こったインターネットに関する事件の中から、不適切な投稿が原因で起きた、以下の事例を参考に、投稿内容が社会に与える影響について考えてみましょう。

《事例》

大学2年生の男子学生(19)が、Twitterに「僕だっこのこぎりで人傷つけて回りたい」「明日授業中人を殺すことを考えている」などと殺人をほのめかす投稿をし、大学周辺を警備させるなど、警察の業務を妨害したとして、偽計業務妨害罪で逮捕された。男子学生は、2日前に起こったアイドルグループのメンバーがのこぎりで切りつけられた事件に影響を受けて投稿を行った可能性が考えられる。

《実際の投稿》



犯行予告(犯罪予告)

犯行予告(犯罪予告)は「偽計業務妨害罪」や「威力業務妨害罪」、または「脅迫罪」などにあたります。

2008年に匿名掲示板サイトで「明日午前11時に●●小学校で小女子を焼き殺す」という内容の投稿があり、投稿を行った男性(23)が威力業務妨害罪で逮捕されるという事件が起きました。男性は「小女子は『コウナゴ』と読み、小魚の意味で、殺害予告にはあたらない」と言い逃れをしましたが、この予告を受けて児童たちを集団下校させるなど、学校の業務を妨害したことに変わりなく、有罪になりました。

犯罪予告は、実際に行わなかったり、ふざけて書いた場合でも、犯罪に問われることがあります。

ご家庭での対応

この事件のことを話題にしてみましょう。

伝えるべき点は「犯罪予告は『ふざけただけ』『悪気はなかった』では許されないの、絶対にやってはいけない」ということです。